

情報通信技術の利活用等に関する支援サービス利用規程に係る利用料の調整について

公益財団法人 e - とくしま推進財団情報通信技術の利活用等に関する支援サービス利用規程第 4 条第 2 項の規定に基づく利用料の調整については、次のとおりとする。

複数校が一体で利用する合理性があり、かつ、操作人数、コンテンツの量及びサーバーの使用領域等が、一体利用の母体となる学校が単独で利用する場合と比較し、著しく過大でない場合に限り、1 校分の利用料とする。

「複数校」とは、「小・中学校の一貫校」、「幼・小学校の併設校」、「隣接地域の学校等」を想定。

「著しく過大」とは、2 倍以上を想定。